

公 告

道営土地改良（永山西第1地区（区画整理））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第4項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第6項で準用する法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

また、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第6項で準用する法第87条の2第9項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

(2) 縦覧期間

令和7年3月12日から令和7年4月1日まで

(3) 縦覧場所

旭川市のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

kamikawa.shidokikaku@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年4月1日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道上川総合振興局調整課までお問い合わせ下さい。